

# いろいろな投資信託と税金

## ETF（上場投資信託）

ETFとは、Exchange Traded Fundsの略で、取引所に上場している投資信託のことを言います。ETFは、その運用成果が日経平均株価やNYダウなどの株価指数や金などの商品指数などに連動する

ことを目的に運用されます。

ETFの課税の扱いは、日本株に投資するETFと日本株以外に投資するETFの2種類に分かれます。

### ◆ 収益分配金

ETFの収益分配金は、「配当所得」として取り扱われ、税法上、上場株式の配当や株式投資信託の分配金と同じ課税方法になります。すなわち、20.315%（所得税15.315%・住民税5%）の源泉徴収が行われ、その後、確定申告をするか申告不要を選択できます。

確定申告し、総合課税を選択したとき

は、日本株に投資するETF<sup>(注)</sup>については、株式の配当と同様に、配当所得の12.8%（所得税10%、住民税2.8%。課税総所得金額等が1,000万円以下の場合）の配当控除を受けることができます。日本株以外に投資するETF（投資法人債型ETFを除く）については配当控除を受けることができません。

### ◆ 譲渡損益

ETFの売買単位の受益権は、上場株式と同様に取引所において売買できます。その際の譲渡損益は、上場株式と同様に、

税率20%（所得税15%★・住民税5%）の申告分離課税となり、特定口座に預け入れることも可能です。

### ◆ 中途解約や償還

ETFは、一般の株式投資信託とは異なり、現金による解約はできません。通常

は受益権を取引所で売却して換金することになります。

(注) 日本株式に関連する指標に連動した運用を行うETFであっても、株価そのものの指標ではなく、レバレッジ型・インバース型・リスクコントロール型などの指標に連動し

た運用を行うETFについては、日本株以外に投資するETFとして扱われ、配当控除の対象となりません。

償還は信託財産の額が一定額を下回った時点あるいは全市場で上場廃止となった時点で、指定証券会社が買取りを行います（一定口数以上保有の大口投資家に

対しては現物引出しによって行われます）。この場合の課税は、上場株式の売却と同様です（大口投資家を除く）。

譲渡益についても、上場株式等に準じた課税方法が適用されます。つまり、申

告分離課税が適用され、税率は20%（所得税15%\*・住民税5%）です。

## ■ 投資法人債型ETF

ETFs現物保有型貴金属上場投資信託・ETFs商品上場投資信託は、東京証券取引所に上場されているETFですが、他のETFとは異なり、外国投資法人の発行する投資法人債券（投資法人債型ETF）として取り扱われます。

投資法人債型ETFは、「特定公社債」（[116ページ参照](#)）として譲渡益は税

率20%（所得税15%\*・住民税5%）の申告分離課税となり、特定口座に預け入れることも可能です（NISAは不可）。また、譲渡については支払調書が提出されます。なお、投資法人債型ETFについては、現在のところ、収益分配金の支払いは行わないものとされています。

### ◆ 出資等減少分配が支払われた場合

REITは、通常、各期の利益の範囲内で分配金を支払いますが、株式でいう「資本の払い戻し」に相当する**出資等減少分配**を支払う場合もあります。

出資等減少分配の支払いがあった場

合、株式において資本剰余金を原資とする配当があった場合と同様に、出資等減少分配を「みなし配当」と譲渡損益に分けて計算する必要があります。詳しくは[112ページを参照](#)してください。

### ◆ 自己投資口の取得が行われた場合

平成26年12月1日から投資法人による自己投資口の取得が解禁されました。

株式における自己株取得の場合と同様に、相対取引や公開買い付け(TOB)による自己投資口の取得に応じて投資口を譲渡した個人投資家については、みなし

配当課税が行われます([119ページ参照](#))。他方、金融商品取引所の市場における自己投資口取得が行われた場合、その際に譲渡した個人投資家については、みなし配当課税の適用はありません。

### ◆ 新投資口予約権の無償交付(ライツ・イシュー)が行われた場合

平成26年12月1日から投資口の保有者に対する新投資口予約権の無償交付が解禁されました。

無償交付された新投資口予約権や権利

行使によって取得した投資口に関する税制上の扱いは、上場株式のライツ・イシューの場合と同様です([117ページ参照](#))。

## ETN（上場投資証券）

ETNとは、Exchange Traded Noteの略で、「上場投資証券」または「指標連動証券」と呼ばれる上場商品です。取引価格が株価指数や商品価格等の特定の指標に連動する点はETFと同じですが、ETNは金融機関（発行体）がその信用力をもとに、価格が特定の指標に連動することを保証する債券となっています。

ETNの課税は、基本的には上場株式や公募株式投資信託と同じです。すなわ

ち、収益分配金は20.315%（所得税15.315%・住民税5%）の源泉徴収が行われ、その後、確定申告をするか申告不要を選択できます。ただし、ETNの収益分配金には配当控除の適用はありません。

譲渡益は税率20%（所得税15%\*・住民税5%）の申告分離課税となります。特定口座に預け入れることも可能です。

## 不動産投資信託（REIT）

不動産投資信託とは、投資家から集めた資金により不動産（土地、賃貸不動産等）を購入し、それら不動産の譲渡益や賃料等を原資として投資家に分配を行う投資信託です。英語のReal Estate Investment Trustの頭文字をとってREIT（リート）ともいいます。

取引所に上場されているREITは一般に会社型でクローズド・エンド型に該当する投資証券です（[118ページ参照](#)、

以下では、取引所に上場されている会社型でクローズド・エンド型のREITの税金について説明します）。

REITの分配金は、上場株式等の配当に準じた課税方法が適用されます。つまり、分配金の支払時に20.315%（所得税15.315%・住民税5%）の源泉徴収が行われ、その後、総合課税、申告分離課税及び申告不要のいずれかを選択します。なお、配当控除の適用はありません。

## 会社型投資信託

会社型投資信託では、資産運用を目的とする投資法人が設立されます。投資法人は資産運用を投資信託委託会社などに、資産管理などを信託銀行などにそれぞれ委託します。投資家は、投資法人が発行する投資証券に投資し、運用益を配当として受け取ります。

公募会社型投資信託は、投資家の請求

に応じて投資証券の払戻しを行うオープン・エンド型と、その投資信託が存続する限り投資証券の払戻しを行わないクローズド・エンド型とに分類されます。クローズド・エンド型の場合、投資証券の譲渡を可能とするために、通常、証券取引所に上場されます。

## ■ 上場株式等と同様の課税が行われるもの

公募オープン・エンド会社型投資信託

（特定投資法人の投資口）および、公募

クローズド・エンド会社型投資信託で上場等の要件を満たすものは、上場株式等と同様の課税が行われます。

すなわち、配当は税率20.315%（所得税15.315%、住民税5%）で源泉徴収された後、確定申告するか、申告不要を選択します。申告をする場合には、配当等のすべてについて総合課税か申告分離課税かのいずれか一方を選択します。ただし、公募オープン・エンド会社型投資信託

託および、公募クローズド・エンド会社型投資信託の配当は総合課税を選択しても配当控除の適用はありません。

公募オープン・エンド会社型投資信託および公募クローズド・エンド会社型投資信託の譲渡損益については、上場株式等の譲渡所得等として税率20%（所得税15%★、住民税5%）の申告分離課税の対象となります。

## ■ 一般株式等と同様の課税が行われるもの

公募クローズド・エンド会社型投資信託で非上場のものおよび、私募会社型投資信託は、一般株式等と同様の課税が行われます。

すなわち、配当は税率20.42%（所得税20.42%）の源泉徴収が行われた後、少額配当等を除き原則として確定申告して総合課税となります。ただし、これら

の配当については配当控除の適用はありません。

譲渡損益については、一般株式等の譲渡所得等として税率20%（所得税15%★、住民税5%）の申告分離課税の対象となり、一般株式等の譲渡所得等の範囲のみで損益通算が可能です。

## インフラファンドの組成・上場を促進する措置



平成27年4月に東京証券取引所に上場インフラファンド市場が整備され、平成28年6月には第1号案件が上場されています。平成29年度税制改正では、インフラファンドの組成・上場を促すための見直しがなされました。

株式会社が配当を行った場合、会社に対する法人税と株主に対する配当課税の二重課税が生じますが、投資法人の支払う分配金については、一定条件のもと、投資法人と投資主への二重課税が排除される措置が認められています。この二重課税を排除する措置に関して、上場インフラファンドのうち再生可能エネルギー発電設備に投資する投資法人については、特例が認められる要件の1つとして、平成29年3月末までの間に設備を取得していることとされていました。しかし、平成29年度税制改正において、その設備の取得期限が3年間延長されました。これにより、インフラファンドが増加し、上場インフラファンド市場が活性化することが期待されています。

## 私募投資信託（注）

私募投資信託とは、2人から49人までの特定の限られた投資家などを募集の相手として設定される投資信託をいいます。私募投資信託の場合は、投資家の合意により、購入する投資家のニーズを反映させた、オーダーメイドの商品設計を行うことができます。

私募の契約型投資信託は、一般株式等として扱われます。

### ◆ 私募契約型株式投資信託

私募の契約型株式投資信託の分配金は、税率20.42%（所得税20.42%）の源泉徴収が行われた後、原則として確定申告して総合課税となります。

譲渡損益については、一般株式等の譲渡所得等として税率20%（所得税15%★、住民税5%）の申告分離課税の対象となり、一般株式等の譲渡所得等の範囲のみで損益通算が可能です。

解約・償還に係る利益については、分

配金と同様に税率20.42%（所得税20.42%）の源泉徴収が行われた後、原則として確定申告して総合課税となります。他方、解約・償還に係る損失については一般株式等の譲渡損失として扱われます。

### ◆ 私募公社債投資信託

私募公社債投資信託の分配金は、利子所得として税率20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の源泉分離課税が適用されます。

譲渡損益については、一般株式等の譲渡所得等として税率20%（所得税15%★、住民税5%）の申告分離課税の対象となり、一般株式等の譲渡所得等の範囲のみで損益通算が可能です。

解約・償還に係る利益については、分配金と同様に利子所得として税率20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の源泉分離課税が適用されます。他方、解約・償還に係る損失については一般株式等の譲渡損失として扱われます。

## ● 一般株式等の課税方式と損益通算の範囲

	利子・配当・分配金	譲渡損益	償還差損	償還差益
未公開株式など	配当所得として税率20.42%で源泉徴収後確定申告し総合課税（少額配当は申告不要を選択可）…①	譲渡所得等として税率20%（所得税15%★、住民税5%）で申告分離課税	償還差損は申告分離課税 <sup>(注2)</sup>	
私募株式投資など			償還差益は配当として①と同じ課税	
一般公社債	利子所得として税率20.315%で分離課税 <sup>(注1)</sup>		譲渡所得等として税率20%（所得税15%★、住民税5%）で申告分離課税 <sup>(注3)</sup>	
私募公社債投資など	利子所得として税率20.315%で分離課税…②		償還差損は申告分離課税 <sup>(注2)</sup>	
			償還差益は利子として②と同じ課税	

(注1) 同族会社の株主等が支払を受けるものは、源泉徴収の後、確定申告し利子所得として総合課税となります。  
 (注2) 償還差損については、申告分離課税が適用され網掛け部分との損益通算が可能です。  
 (注3) 同族会社の株主等が支払を受けるものは雑所得として総合課税の対象となり、網掛け部分との損益通算はできません。  
 (注4) 網掛けは、損益通算が認められている範囲を示します(上場株式等の利子・配当・譲渡益とは損益通算できません)。  
 (注5) 割引債および額面の90%以下の価額で発行された利付債は、別途、償還時の源泉徴収の規定があります。

(注) 以下では、私募投資信託という場合、特に断りがない限り、国内において設定された

非上場の私募投資信託のことを指します。